

當直士官職務章程

第一条

當直士官ハ總テ當直ニ關係スル諸命令報告及ヒ事業操練運用信号用具食料飲水懲罰諸職工往復書簡外交等其他在直中ニ發頭スル百般ノ事務ヲ取扱フモノトス

第二条

當直士官ハ大中尉ヲシテ本直トシ少尉或ハ少尉補ヲシテ副直トス

但シ小艦ニ於テハ少尉ヲシテ本直トナシ又タ大艦ニ於ケルモ時宜ニヨリ少尉ヲシテ本直タラシムル事アルヘシ

(交代ノ件)

第三条

當直士官ハ交代終ルマテ必ス甲板ヲ去ルヘカラス

(當直士官ノ位置)

第四条

當直士官ハ常ニ後部甲板ニ在ルヘキモノニシテ其職務ニ付キ餘儀ナキ時ノ外ハ後部甲板ヲ去ル可ラス但シ航海中ハ必ス船橋ニ在ルヘキモノニシテ己ムヲ得サルコトノ外ハ艦橋ヲ離ルヘカラス

(當直士官甲板ヲ去ル件)

第五条

當直士官ハ艦船長ヨリ特命ヲ得ルノ外相當ノ士官ヲシテ代理セシムルニ非レハ甲板ヲ去ルヘカラス

(當直中艦船長ヘ報告)

第六条

當直士官當直中艦船長ヘ報告スヘキ沽券ハ左ノ如シ

一 國旗昇降

一 正午時限

一 旗艦其他諸信号

一 整列

一 消燈

一 艦船出入

一 其他報告ヲ要スヘキ諸事件

(從屬士官報告)

第七条

當直士官ヨリ艦船長及ヒ副長ヘ報告スヘキ諸件艦船長上甲板ニ在ル時ハ本直自ラ之ヲ報告シ否ラサル時ハ其從屬士官ヲ以テ之レヲ報告スヘシ

(當直士官部下直員配置)

第八条

當直士官ハ其當直中部下直員ヲシテ甲板上ニ於テ各其部署ニ在ラシムヘシ

(初夜直)

第九条

航海中初夜直ニ當ル士官ハ當直ヲ始ムル前ニ尚ホ艦船長或ハ副長ニ當直中ノ心得ヲ伺ヒ出ツヘシ

(當直交代)

第十条

交代ノ節ハ次ノ當直ヘ既ニ行フタル事並ニ今ヨリ行フヘキ事件ヲ言次キ又タ艦ノ所在ヲ指示シ艦隊走行ノ節ハ諸艦ノ所在方向ヲモ指示スヘシ

(當直人員改メ)

第十一条

航海中毎時當直人員改ヲナスヘシ若シ缺員アラハ其事由ハ當直士官ニ於テ之レヲ了知スヘシ

(総員呼出)

第十二条 総員呼出サル、トキハ副長或ハ先任士官甲板ノ指揮ヲ掌トルヘシ

(総員呼出方)

第十三条 當直人員及ヒ直外人員ヲ以テ為シ難キ事業ニ非レハ総員ヲ呼フヘカラス若シ総員ヲ要スル時ハ之レヲ艦船長ヘ告ケ其許可ヲ受クヘシ

(汚水検査)

第十四条 航海中ハ毎時碇泊中ハ朝夕汚水ノ多少ヲ検査セシメ而メ何時ニテモ三寸以上溜リタラハ必ス之レヲ排泄スヘシ

(号令)

第十五条 當直士官ハ凡テ号令ヲ施スニ當リ粗漏錯雜ニ渉ルヘカラス

(時辰儀)

第十六条 毎日午前八時時辰儀ノ捲了スルヤ否ヤヲ領知シ此時其趣ヲ艦船長ヘ報告スヘシ又夕晝夜トモ甲板上ニアル時計ニ注意シ而メ三十分毎ニ鐘ヲ打タシムヘシ

(事業被服)

第十七条 常ノ事業ヲ為スニ當リ兵卒ニ最良ノ衣服ヲ着セシムヘカラス又夕極寒ノ時ニアラサレハ甲板洗淨ノ時ハ兵卒等ヲ

シテ沓及ヒ沓足袋ヲ脱カセ股引ヲ卷上ヘサスヘシ

(正午報知)

第十八条 航海中ハ毎日午前十一時三十分ニ於テ正午高度實測ノ為メ其時限ヲ航海課尉官ヘ報知スヘシ

(釣床二倚り掛ル等禁止)

第十九条 釣床ヘ倚り掛リ或ハ之レニ腰ヲ掛ル等ヲ禁シ又夕後部甲板ニ於テ生徒等ノ雜沓スルヲ禁スヘシ

(食料分配ニ少尉補立合)

第二十条 凡テ食料等ヲ分配スル時ハ少尉補一人ヲ立合セ其分配ノ適否ヲ監査セシメ其事終リタラハ之レヲ本直士官ヘ告ヘシムヘシ

(常式點燈)

第二十一条 常式ノ諸燈ハ悉ク之レヲ點セシメ而メ艦船長ノ許可ナクンバ定所ノ外例刻ニ之レヲ消燈セシムヘシ又夕諸士官就眠ノ後室内ニテ點燈書見シ或ハ吟嘯等ヲナシ他ノ睡眠ヲ妨クルヲ禁スヘシ

(定服)

第二十二条 當直士官ハ下士以下兵卒定服ヲ着セルヤ否ニ注意スヘシ

(錨鎖)

第二十三条 碇泊中錨ノ員數及ヒ位置又夕投出セル錨鎖ノ長サ並ニ其場所ノ浅深ヲモ了知スヘシ

沖繫ノ節ハ艦船ノ遷流ヲ豫知センカ為メ常ニ測鉛手ヲシ

テ測鉛ニ注意セシムヘシ

(端船直)

第二十四条

「スウキンキンブーム」或ハ船尾ニ繫ケル端船ニ注意シ  
端船直ヲ置クヘシ

但シ許可ナク通船等ヲ繫クヲ禁スヘシ

(賣菓船)

第二十五条

當直士官ノ許可ナク菓實或ハ食料ヲ賣ル小船或ハ兵卒等  
ト物品ヲ交易セントスル小舟ヲ船側へ着クル事ヲ禁シ凡  
テ小舟ハ警吏或ハ警吏補ヲシテ之レヲ改メ制禁ノ物品送  
入ヲ防クヘシ

(端船来去)

第二十六条

本艦へ来去スル端船アラハ必ス當直士官之レヲ領承スヘ  
シ而メ本艦所屬ノ端船ハ當直士官ノ承諾ヲ經サレハ出ツ  
ルヘカラス

(外来人高貴ノ客人来艦)

第二十七条

高貴ノ官人本艦へ来ラントスル時ハ其官ニ相當ノ禮ヲ以  
テ之レヲ迎フル為メ速力ニ艦船長へ報告スヘシ

(外来人)

第二十八条

外来人ノ出入ハ必ス當直士官之レヲ領承スヘシ

(端船卸方帆架正等)

第二十九条

碇泊中ハ艦船長或ハ副長ノ令ニ從ヒ甲板洗ヒノ前或ハ後  
ニ於テ要用ノ端船ヲ卸ロスヘシ又夕帆架ヲ直正ニナサシ

メ諸動索ヲ弛カサルヤウ緊張セシメ索屑ノ帆架或ハ索具  
類ニ纏絡セサルヤウ又夕釣床ヲ正シク収納セシムヘシ

(端船直)

第三十条

端船ハ暫時ノ間モ端船直ヲ置カスシテ繫キ置クヘカラス  
(端船引揚)

第三十一条

端船ハ毎日暮前ニ用度アルニアラサレハ之レヲ引揚ケ或  
ハ暁ト繫カセ置クヘシ

(物品受容)

第三十一条

當直視官ハ其關係ノ士官ヨリ書付若シクハ受取書ヲ出ス  
モノ、外ハ諸物品ヲ艦内ニ受容スヘカラス且ツ其時ハ其  
品種等ヲ艦内日誌ニ記スルヘシ然シテ受容ノ節ハ其關係  
ノ士官必ス立會フヘキモノトス

(酒類出入)

第三十三条

當直士官ハ艦長ノ許可ナク艦内へ猥リニ火酒類ヲ携帯ス  
ルヲ禁スヘシ

(艦長外出歸艦送迎)

第三十四条

艦船長ノ歸船或ハ外出ノ時ハ當直ノ士官及ヒ副長或ハ先  
任士官之レヲ送迎スヘシ若シ副長不在ノ時ハ其次官之レ  
ニ代ルヘシ

(艦内外清潔)

第三十五条

當直士官ハ旗旒ノ索具等へ纏絡セサルヤウ又夕錨鎖ノ搦  
マサルヤウ渾テ煩砲並ニ砲具及ヒ動靜諸索整頓シ舷内外

清潔ナルヤ等二注意スヘシ

(食料等積込ニ付吃水)

第三十六条

當直士官ハ食料飲水及ヒ石炭等ヲ出納スル時ハ航海課尉官ト協議シ艦ノ吃水ヲ檢シテ之レヲ艦内日誌ニ記載スヘシ

(航力針路等二注意)

第三十七条

艦船ノ航力及ヒ針路ニ能ク注意シ又夕艦船ノ風圧(リーウエー)ヲ艦内日誌ニ記スルヘシ

(羅針盤)

第三十八条

羅針盤を檢シ當直中之レヲ比較スヘシ

(測鉛手)

第三十九条

輕測鉛及ヒ重測鉛ヲ手近カニ備ヘ何時ニテモ用ヒラルヤウ準備スヘシ

(航海中艦ノ位置)

第四十条

航海中ハ常ニ艦船ノ位置ヲ推測シ地方ニ近ツク時或ハ不案内ノ海路ニ於テハ殊ニ然スヘシ又夕假令火光或ハ陸地等ヲ見テ危難ノ患ナクトモ其位地ヲ測知スル事ヲ忽セニスヘカラス

(不案内ノ海路ニ在ル時等)

第四十一条

不案内ノ海路ニアル時或ハ地方礁及ヒ河洲ノ近邊ニ在ル時ハ假令水路嚮導者ヨリ之レヲ要スルモ又夕否ラサルモ必ス輕測鉛或ハ重測鉛ヲ絶ヘス投セシムヘシ

(陸地帆影等ヲ認ル時)

第四十二条

陸地或ハ帆影等ヲ見ル時ハ直ニ之レヲ艦船長ヘ告クヘシ又夕當直中ニ取扱フタル事件ハ總テ之レヲ艦内日誌ニ記シ之レニ証印スヘシ

(帆ヲ掛ル時報告)

第四十三条

航海中帆ヲ掛ル事ヲ要セハ之レヲ艦船長ヘ報告スヘシ

(針路變更)

第四十四条

艦船長ヘ報告スル事ナク上風廻シ或ハ下風廻シヲナシ或ハ針路ヲ變スヘカラス但シ不意ノ危難ハ此限ニアラス

(晝間帆ノ増減)

第四十五条

艦船長ノ命ヲ受ケサレハ驟風ノ外晝間帆ヲ増減スヘカラス但シ夜間ハ艦船長ニ其事由ヲ報告シテ之レヲ減シ其次第ヲ艦内日誌ニ記ルスヘシ

(看守配置)

第四十六条

當直士官ハ看守ヲ配置シ又夕艦内ヲ靜肅ナラシムヘシ

(航海中異常ノ件報告)

第四十七条

航海中天候ノ變化其他火光ヲ認メ又夕異常ノ事件アル時ハ直チニ之レヲ艦船長ヘ報告スヘシ

(海上衝突豫防規則)

第四十八条

海上衝突豫防規則ヲ遵奉シ航海中夜間ハ殊ニ注意ヲ加フヘシ

(航路針路等記載)

第四十九條

航海中ハ毎時測程線ヲ投シ航路針路風向潮流波濤其他諸件ヲ艦内日誌ニ記スルヘシ

(救命浮子)

第五十條

救命浮子(ライフブオーイ)ヲ何時ニテモ應用ニ適スルヤウ準備スヘシ

(救助端船)

第五十一條

當直士官ハ交代毎トニ豫テ當直ノ端船橈手ヲ準備シテ之レヲ點檢シ不慮ノ節救助ノ用ニ當ツヘシ

(配置表)

第五十二條

當直士官ハ當直中諸配置表課業表ヲ所持シ而メ本直ハ望遠鏡ヲ所持スヘシ

(帶劍)

第五十三條

當直士官ハ當直中帶劍ヲナスヘシ

(日誌調印)

第五十四條

當直士官ハ當直中艦内日誌ニ諸事ヲ記載セシ後必ス之レニ調印スヘシ